



エネ革税制（エネルギー需給構造改革投資促進税制）の拡充について

エネ革税制（エネルギー需給構造改革投資促進税制）が、2009年4月1日より、期間限定にて拡充されました。

●エネ革税制とは

青色申告書を提出する法人又は個人が、エネ革税制対象設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に特別償却又は法人税額（又は所得税額）の特別控除ができる税制上の優遇制度です。

（ただし、税額控除は中小企業者等のみ適用可能）

日本鍛圧機械工業会ホームページ <http://www.j-fma.or.jp/7joh/zeisei.html>

拡充版エネ革税制

※2009年4月1日～2011年3月31日までの期間に導入した設備に限り、

従来のエネ革税制

【初年度】

普通償却＋30%の特別償却

（または7%の税額控除）



初年度で即時全額償却が可能（※）

帳簿価格がほぼゼロ円で

ダイレクトサーボフォーマを購入可能。

購入初年度の法人税減税効果があります！

（または7%の税額控除）

ダイレクトサーボフォーマシリーズ



AIDAのサーボプレスは
全機種「エネ革税制対象設備」です！！

SERVOPRO



UL-D シリーズ

大型サーボプレス



◆詳細は営業担当者へ お気軽にお問い合わせください。